

速度取締り指針

令和5年7月
菊川警察署

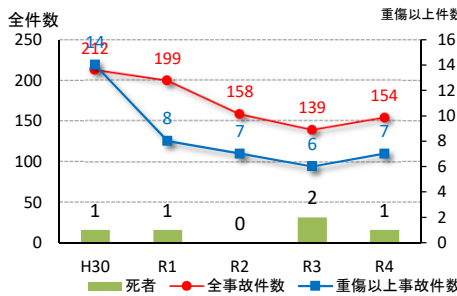
菊川警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
県道	14:00～19:00	菊川市吉沢から本所までの間	40km/h
市道・県道	14:00～19:00	御前崎市白羽から佐倉までの間	40km/h

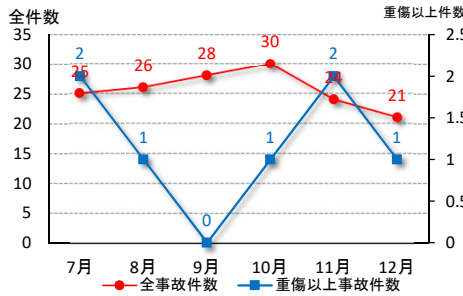
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年下半期)



前年下半期の月別事故発生状況

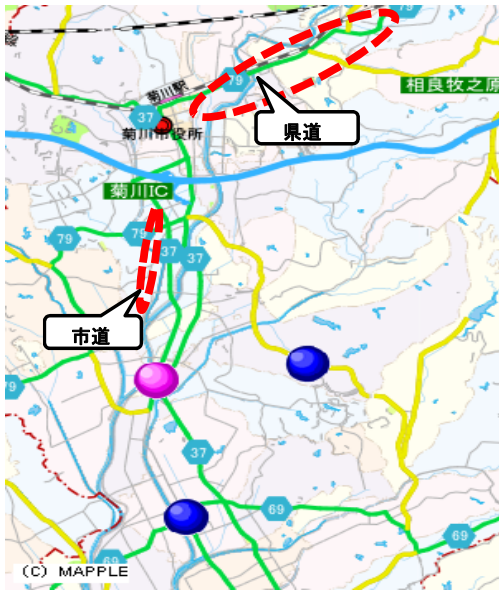


前年下半期における交通事故発生状況

	前年下半期	
	件数	前年比
件数	154	15
うち重傷事故	7	1
死者	1	-1
負傷者	199	29
うち重傷者	7	1

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年(平成30年から令和4年)の状況



- 6時から12時
- 12時から18時
- 18時から24時
- 0時から6時



その他取締りの要点等

○菊川市内及び御前崎市内では、昼から夜間にかけて速度超過が原因とする重傷以上の交通事故が発生しています。そのため、この2路線を速度取締りの重点路線として速度取締りを強化するほか、重大事故に直結する交差点関連違反(信号無視、指定場所一時不停止等)にも重点を置いて交通指導取締りを強化します。

○また、重点路線以外の生活道路や小・中学生の通学路となっている道路において、交通弱者保護の観点から速度取締りを実施します。

○朝、夕方の小・中学生の登校・下校時間帯については、交差点における街頭活動の強化やレッドパトロール・ボイスパトロールを実施します。